

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳再交付申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、請求人が行った身体障害者福祉法施行令（以下「法施行令」という。）10条1項の規定に基づく身体障害者手帳の再交付申請（障害更新）に対し、東京都知事（以下「処分庁」という。）が令和5年12月7日付けで行った却下処分（以下「本件処分」という。）を取り消した上で、障害等級を2級とする手帳の交付を求めるものと解される。

なお、行政不服審査法43条1項は、審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、同項各号のいずれかに該当する場合を除き、行政不服審査会に諮問しなければならない旨を定め、1号において、審査請求に係る処分をしようとするときに他の法律又は政令に審議会等の議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て当該処分がされた場合を掲げているところ、本件は東京都社会福祉審議会への諮問を経たものであるが、当該諮問は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知に基づくものであり（後記第6・1・(5)）、同号に定める法律又は政令に基づくものではないため、当審査会における審査の対象とされたものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分が違法又は不当であると主張する。

公共の乗物は、半介助は厳しい。タクシーなら可能。

公共交通機関の利用が一部介助で可能とあるが、私が車椅子に乗っ

た状態でまったく動かないまま、ヘルパー付添の元（要は全介助）なら可能だが、揺れが多く人が多く行き交う電車・路線バスでは、車内危険を伴い、一部介助では不可能。車内で自走（車椅子）・杖歩行は無理。

「座位または起立位を保つことが困難なもの」について、10分以上にわたり座位または起立位を保っていることができないとあるが、起立位に関しては、体が揺れてきて身体的に不可能。

「起立することの困難なもの」（2級）とは、座位により起立することが自力のみでは不可能とされている。私はテーブル・椅子・柱等、器物の介護を必要とする。これは、他人又は柱、杖その他の器物の介護により初めて可能に該当。

体幹の後屈は介助があっても不能。前屈は介助可で可能。却下理由の中のウに該当。

上記のとおり、認定基準どおりとするなら2級に該当する。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年 7月30日	諮問
令和6年 8月 6日	請求人から主張書面を收受
令和6年10月28日	審議（第93回第1部会）
令和6年11月27日	審議（第94回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条1項は、身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住

地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、同条1項の申請に基づいて審査し、その障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと規定する。

- (2) 東京都においては、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）を制定し、さらに同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙「障害程度等級表解説」のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。別紙3参照）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。

- (3) また、法施行令10条1項は、知事は、手帳の交付を受けた時に比較してその障害程度に重大な変化が生じ、又は手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至った者から手帳の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、手帳を交付しなければならない、と定め、身体障害者福祉法施行規則7条1項は、手帳の再交付の申請は同2条の規定を準用するとし、同条2項は、手帳の交付の申請は、法15条1項に規定する医師の診断書及び同条3項に規定する意見書等を添えて行う旨を定めている。

- (4) 等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、本件障害に関連する部分を抜粋すると、以下の表のとおりである。

級別	肢 体 不 自 由
	体幹の機能障害
1 級	体幹の機能障害により座っていることができないもの

2 級	1 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの
3 級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
5 級	体幹の機能の著しい障害

そして、等級表解説において、本件障害に関するものとして記載されている部分を示すと、別紙3のとおりである。

ただし、等級表解説においてあげた具体例の数値は、機能障害の一面を表したものであるもので、その判定に当たっては、その機能障害全般を総合した上で定めなければならないとしている（別紙3・第3・1・(4)）。

- (5) 「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」（平成21年12月24日付障発第1224第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「取扱通知」という。）第1・2・(1)は、申請時に提出された診断書・意見書に疑義又は不明な点がある場合は、必要に応じて、診断書・意見書を作成した医師に対して、申請者の障害の状況を照会するものとし、同(2)は、(1)によっても、申請者の障害が等級表のいずれに該当するか不明なときは、必要に応じて、再検査、追加検査又は別の指定医による診断等を受けるよう指導することができるものとしている。そして、同(3)は、(1)及び(2)によっても、なお不明なときは法施行令5条の規定に準じて、地方社会福祉審議会に諮問するものとするとして定めている。

取扱通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（いわゆるガイドライン）であり、その内容は合理的なものと認められる。

2 本件障害について

上記1の法令等の定め及び本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

- (1) 本件診断書によれば、請求人の「障害名」は「体幹運動機能障害（両下肢筋力低下）」、「原因となった疾病・外傷名」は「筋原線維性ミオパチー（疾病）」とされていることから（別紙1・I・①及び②）、本件障害は、体幹機能障害により検討することが相当である。

以下、体幹機能障害の程度について検討する。

(2) 体幹機能障害の程度及び等級について

本件診断書についてみると、神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見として、起因部位を筋肉とする弛緩性麻痺が頸部から下肢にかけて図示され（頭部、両肘関節から先の上肢遠位部、両膝関節からの下肢遠位部は除かれている。）、感覚障害、排尿・排便機能障害及び形態異常はないとされている（別紙1・Ⅱ・一）。

「歩行能力及び起立位の状況」は、補装具なしでベッド周辺以上歩行不能とされ、起立位保持は、補装具なしで不能とされている（別紙1・Ⅱ・三）。

「動作・活動」の評価の欄（別紙1・Ⅱ・二）のうち、体幹機能に係るものとして、「二階まで階段を上って下りる」は×（全介助又は不能）とされ、「座る」（背もたれ、支えを使って「正座、あぐら、横座り」）、「座位又は臥位より立ち上がる」（手すり、壁、つえを使って）、「家の中の移動」（壁、つえを使って）、「屋外を移動する」（つえを使って）及び「公共の乗物を利用する」は△（半介助）とされている。そして、「寝返りをする」、「座る」（背もたれ、支えを使って「足を投げ出して」）、「いすに腰かける」は、いずれも○（自立）とされている。

筋力テスト（MMT）に×（筋力消失又は著減）とされているものはなく、体幹の後屈、両肩関節及び両股関節の屈曲・伸展、外転・内転、外旋・内旋、両膝関節の屈曲・伸展はいずれも△（筋力半減）とされ、体幹の前屈、左屈及び右屈は○（筋力正常又はやや減）とされている。また、関節可動域（ROM）は記載がない（以上、別紙1・Ⅲ）ことからすべて正常と判断される。

そうすると、請求人は、座ることについて、「正座、あぐら、横座り」は背もたれ、支えを使って△（半介助）とされ、「いすに腰かける」及び背もたれ、支えを使って「足を投げ出して」座るは、いずれも○（自立）とされており、座位を保つことが一定程度可能と認められ、等級表解説の体幹不自由のア及びイには該当しない（別紙3・第3・2・(3)・ア及びイ）。

次に、「座位又は臥位より立ち上がる」は手すり、壁、つえを使って△（半介助）とされており（×（全介助）とはされていない。）、これは、等級表解説の体幹不自由のウの「臥位又は座位より起立する

ことが自力のみでは不可能で、他人又は柱、杖その他の器物の介護により初めて可能となるもの」に該当するようにみえる（同・ウ）。

しかし、本件診断書によれば、歩行能力（補装具なしで）はベッド周辺以上不能と診断されているものの、関節可動域（ROM）は記載がないことからすべて正常と判断され、筋力テストでは、体幹の後屈は△（筋力半減）だが、前屈、左屈及び右屈は○（筋力正常又はやや減）と診断され、「動作・活動」の評価において×（全介助又は不能）と診断されたのは「二階まで階段を上がって下りる」のみで、「家の中の移動」（壁、つえを使って）、「屋外を移動する」（つえを使って）及び「公共の乗物を利用する」は△（半介助）と診断されている。

等級表解説において、「判定に当たっては、その機能障害全般を総合した上で定めなければならない」とされていることから（1・(4)）、上記の請求人の障害の状態を総合的に判断すると、本件障害は、等級表が定める2級（1 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの）ではなく、3級（体幹の機能障害により歩行が困難なもの）に該当すると判断するのが相当である。

- (3) 東京都社会福祉審議会は、社会福祉法7条1項に規定する地方社会福祉審議会であり、同項及び東京都社会福祉審議会条例に基づいて設置された知事の附属機関（地方自治法138条の4第3項）であるところ、処分庁は、本件診断書の法15条3項の意見の記載について疑義が生じたことから、慎重な判断を行うため、取扱通知に示されたとおり、法施行令5条の規定に準じて上記審議会に諮問を行った上で本件処分を行ったものであるから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件診断書によれば、本件障害の程度は「体幹機能障害（3級）」と認定するのが相当であり、これは請求人が保有する手帳の等級と同一であるから、本件申請を却下した本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、公共交通機関の利用は全介助なら可能だが、電車・路線バスは一部介助では不可能、起立位保持は体が揺れてきて身体的に不可能、座位により起立することが自力のみでは不可能で、テーブル・椅子・柱等の器物の介護を必要とする等から、認定基

準どおりなら 2 級に該当する旨を主張する。

しかし、上記 1・(2)のとおり、障害等級の認定に係る総合判断は、提出された診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであり、本件診断書及び本件医師の回答により判断すれば、請求人の障害の程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、体幹機能障害 3 級と認定することが相当であることは上記 2 のとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 付言

手帳の障害等級の判定に当たっては、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解されるとされているところ、本件医師が作成した診断書において、本件障害に係る「障害程度等級についての参考意見」は、一貫して「体幹 2 級」であったことが認められる。

しかしながら、処分庁は、東京都社会福祉審議会の審査結果を経て、体幹機能障害 3 級が相当と判断している。

このように、処分庁が審議会等の審査結果を経た場合等で、医師の診断書に記載された障害等級と異なる判断をする場合には、請求人に対し、その理由及び内容を具体的かつ丁寧に説明を尽くすことが望まれる。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

大橋洋一、海野仁志、織朱實

別紙 1 ないし別紙 3 (略)